

3 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。

第8条 議会は、市長等が提案する基本的な政策並びに予算及び決算等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めるものとする。

成を得るため、政策討論会を開催することができる。

るものとする。

(広報広聴の充実)
第15条 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報広聴手段を活用することにより、議会に対する市民の意思の把握及び市民への情報提供に努めるものとする。

会が有する役割及び責任、社会経済情勢その他必要な事項を総合的に判断するものとする。

第4章 議会と行政の関係

(市長等との関係)

第7条 議会審議における議員及び市長等は、常に緊張ある関係を構築することに努めるものとする。

(議決事件の追加等)
第9条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法(昭和22

年法律第67号)第96条第2項の規定により積極的に議決事件の追加等を検討するものとする。

(委員会の運営)
第12条 議会は、社会経済情勢等の変化により、新たに生ずる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし、その適切な運営に努めるものとする。

第6章 委員会の運営

2 本会議における一般質問は、一括質問方式又は一問一答方式の選択により議論経過が明確かつ分かりやすい質問となるよう努めなければならない。

第5章 自由討議の保障

(議会の合意形成)
第10条 議会は、本会議及び委員会における議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、あらゆる協議の場において議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めなければならない。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)
第13条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)
第16条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚するとともに、品位の保持に努めなければならない。

(最高規範性)
第18条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(議員定数及び議員報酬)
第17条 議員定数及び議員報酬は、別に条例で定める。

(見直し手続)
第19条 議会は、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

3 市長等は、議員の一般質問に対し、その内容の確認又は論点を分かりやすく明確にするため、反問することができ。ただし、議員が一括質問方式を選択した場合はこの限りではない。

(政策討論会)
第11条 市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形

(議会事務局の体制整備)
第14条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努め

2 議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、この条例の目的を遂行し、権能を發揮するため、議

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(議会審議における論点情報)の形成)

識の醸成を図り、合意形